2　沖縄県知事は、前項の実施状況報告書に関し、認定特定情報通信事業を適正に実施していると認めるときは、当該実施状況報告書の提出を受けた日から原則として一月以内に、認定法人に対して、当該認定特定情報通信事業を適正に実施していると認定したこと及び当該認定の概要を記載した書面を交付するものとする。

3　沖縄県知事は、前項の認定をしないときは、認定法人に対して、その旨及びその理由を通知するものとする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、令和四年四月一日から施行する。

○内閣府財務省令第一号

沖縄振興特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和四年政令第百六十七号）の施行に伴い、並びに沖縄振興開発金融公庫法施行令（昭和四十七年政令第百八十六号）第一条の三第一項第五号ホ及び第七号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄
財務大臣　鈴木　俊一

沖縄振興開発金融公庫法施行規則の一部を改正する命令

沖縄振興開発金融公庫法施行規則（昭和四十七年大蔵省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
［条を削る。］	（令第一条の三第一項第二号ハに規定する規模） **第一条の五**　令第一条の三第一項第二号ハに規定する主務省令で定める規模は、住宅の戸数三百戸とする。
［条を削る。］	（新住宅市街地開発事業に準ずる事業） **第一条の六**　令第一条の三第一項第三号ロに規定する新住宅市街地開発事業に準ずる主務省令で定める事業は、主として住宅の用に供する土地を造成し、併せて法第十九条第二項第三号の二に規定する関連利便施設を建設し、又は同項第三号の三に規定する関連公共施設を整備する事業で、次に掲げる要件に該当するものとする。 一　当該事業が行われる区域が、新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二条の二第一号及び第二号並びに第三条第二号に掲げる条件に該当し、かつ、次のいずれかに該当すること。 イ　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域若しくは準住居地域又は準工業地域及び近隣商業地域又は商業地域内にあつて、その大部分が第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあること。 ロ　都市計画法第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域内にあること。 二　当該事業が行われる区域の面積が十六ヘクタール以上であること。